

会長	局長	係長	係	合議

第 1 回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和8年7月21日(火) 14 時00分
第1回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和8年7月21日(火) 13時44分

3. 閉 会 令和8年7月21日(火) 15時07分

4. 出席委員

1 番 元村	2 番 羽田野	3 番 藤盛	4 番 小口	5 番 星
6 番 中島	7 番 武正	8 番 竹内	9 番 佐藤	10 番 山本
11 番 尾崎	12 番 小池	13 番 石井	14 番 谷本	15 番 舟窪
16 番 菱川	—	—	—	—

5. 欠席委員 なし

6. 議事録署名委員 中島委員 舟窪委員

7. 付議議件 議案第 1 号 会長の互選について
議案第 2 号 会長職務代理の互選について
議案第 3 号 農業委員の議席決定について
議案第 4 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 5 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定
に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について
議案第 6 号 土地の現況地目証明願いについて
議案第 7 号 農業委員会法令遵守の申し合わせについて
議案第 8 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について
議案第 9 号 非営利型一般社団法人北海道農業会議会員の選任について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 川島 雄司
事務局 笠谷 俊介
高橋 正志

9. 会議の概要

事務局	第 1 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。 本日の出席委員は 16 名全員であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会は現に在任する委員の過半数が出席しなければ開くことができないとなっておりますが、本日は全員出席されておりますので総会につきましては成立していることを報告いたします。 それでは議案書表紙裏面に記載しております農業委員会憲章を唱和したいと思います。私が読み上げますので、続いて唱和をお願いいたします。
全員	(農業委員会憲章唱和)
事務局	ありがとうございました。 続いて今回新たに就任された委員もおられますので、事務局職員及び委員の自己紹介を行います。まず事務局から自己紹介いたします。 事務局から紹介後、左側からその場で結構ですのでお願いします。 (事務局自己紹介) (農業委員自己紹介) 議案の日程に入る前に仮議長を選出いたします。 仮議長の指名につきましては、地方自治法第 107 条を準用し、最年長者である星委員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。
全員	異議なし。
事務局	それでは、星委員、よろしくお願いします。
仮議長	指名され仮議長になりました星です。 会長選任までの議事を取り進めさせていただきます。 日程 1、議事録署名委員に、中島委員、舟窪委員にお願いします。 日程 2、議案第 1 号、会長の互選について 互選の方法については選挙または選考委員会を設置して決める方式がありますが、これまでの慣例により選考委員会を設置したいと思います。よろしいでしょうか。
全員	異議なし。
仮議長	それでは選考委員として石井委員、小口委員、中島委員、羽田野委員、尾崎委員を指名いたします。 別室にて協議をお願いいたします。 会長選考までの間、休憩いたします。 (休憩)

	選考が終了したようなので本会議に戻ります。 選考委員長から報告をお願いいたします。
中島委員	別室にて5人の選考委員で選考した結果、会長には菱川委員を推薦することに決定しました。以上です。
仮議長	選考委員長から報告がありましたのでお諮りをいたします。 会長には菱川委員とすることについてご異議ありませんか。
全員	異議なし。
仮議長	会長には菱川委員とします。拍手をお願いします。
全員	(拍手)
仮議長	満場一致の拍手で決定いたします。 これからの議事進行につきましては、菱川会長よろしくをお願いいたします。
事務局	星委員、仮議長を務めていただきましてありがとうございました。 それでは、ただいま選任されました菱川会長よりご挨拶をお願いいたします。
議長 (菱川会長)	このたび、会長の推薦を受けました。不慣れでございますので、皆様のご協力を得てスムーズに運営していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。 日程3、議案第2号、会長職務代理者の互選について 先ほどと同様に選考委員会を設置するということによろしいでしょうか。
全員	異議なし。
議長	先ほどの選考委員5名の方、別室で選考をお願いします。 選考の間、休憩とします。 (休憩) 選考が終わりましたので、休憩を解き本会議に戻ります。 選考委員長からの報告をお願いします。
中島委員	先ほどと同じ別室において選考委員会で審議した結果、会長職務代理は舟窪委員にお願いしたいとなりましたので報告します。
議長	ただいま選考委員長からの報告がありましたのでお諮りいたします。 会長職務代理者に舟窪委員とすることについてご異議ありませんか。

全員	異議なし。
議長	異議なしと認め、舟窪委員を会長職務代理者に選任することに決定いたしました。拍手での承認をお願いします。
全員	(拍手)
議長	ただいまの満場一致の拍手で決定とします。舟窪委員、こちらをお願いします。
舟窪職務代理	3年間、何もわからない状態ですがどうぞよろしくお願いいたします。
議長	日程 4、議案第 3 号農業委員の議席の決定について 議席の決定については、これまでの農業委員会総会での慣例により、くじ引きによる方法をとりたいと思いますが、他の提案があれば発言をお願いします。
全員	ありません。
議長	議席の抽選について、1 回目で議席を決める方法とくじを引く順番を決めてから再度くじ引きをして議席を決める方法がありますが、どちらがよろしいでしょうか。
全員	1 回目で決める方法でいいです。
議長	それでは 1 回のくじ引きで議席を決めたいと思います。
事務局	それでは終了しましたので、改めて議席の抽選結果を報告させていただきます。 1 番 元村委員、2 番 羽田野委員、3 番 藤盛委員、4 番 小口委員、5 番 星委員、6 番 中島委員、7 番 武正委員、8 番 竹内委員、9 番 佐藤委員、10 番 山本委員、11 番 尾崎委員、12 番 小池委員、13 番 石井委員、14 番 谷本委員、15 番 舟窪代理、16 番 菱川会長となります。以上です。
議長	ここで一旦休憩とし、農業委員会研修とします。 (休憩) 休憩を解き、本会議に戻します。 日程 5、議案第 4 号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請に係る次の者の申請について審議を求める。

	区分1、関係の土地については、字朱円他18筆、公簿地目、現況地目は記載の通り、面積は 305,896 m²、申請の理由は譲渡人が後継者である譲受人に申請地を譲渡したい、譲受人が申請地を譲り受けて営農規模を拡大したい。労働力、経営面積は記載の通りとなっております。 現地確認委員、星委員、小口委員、波多野委員。別紙の農地法第3条の調査書も確認をお願いします。以上です。
議長	現地確認委員、星委員どうでしたか。
星委員	問題ありません。
議長	問題ないということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	それでは決定とします。 日程 6、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について説明をお願いします。
事務局	議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の決定について 農地中間管理機構に対して要請し、下記の農用地利用集積等促進計画(案)の決定について議決を求める。また、農地中間管理機構が計画(案)のとおり認可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。 (1)公社買入 番号1、関係の土地については字以久科北4筆、地目は畑、合計面積は 47,002 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 10,951 千円、10a あたり 233 千円となっております。 番号2、関係の土地については字美咲1筆、地目は畑、面積は 37,527 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 9,757 千円、10a あたり 260 千円となっております。 番号3、関係の土地については字峰浜6筆、地目は畑、合計面積は 158,376 m²、申請の理由は譲渡人が自らの耕作に適さないため、耕作継続が可能な農業者へ譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 7,900 千円、10a あたり 50 千円となっております。 番号4、関係の土地については字三井4筆、地目は畑、合計面積は 91,331 m²、申請の理由は譲渡人が離農しているため譲渡する、譲受人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、価格は 10,811 千円、10a あたり 118 千円となっております。位置図は8頁に記載しております。以上です。

議長	番号 1 から4決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号 1 から4決定します。 次に、公社売渡をお願いします。
事務局	(2)公社売渡 番号1、関係の土地については字峰浜6筆、地目は畑、合計面積は 158,376 m ² 、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は 7,900 千円、10a あたり 50 千円となっております。 番号2、関係の土地については字三井4筆、地目は畑、合計面積は 91,331 m ² 、申請の理由は譲渡人が農地中間管理機構特例事業に基づくため、譲受人が経営規模拡大のため、価格は 10,811 千円、10a あたり 118 千円となっております。位置図は8頁に記載しております。以上です。
議長	番号 1 から2決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号 1 から2決定します。 次に、公社借入をお願いします。
事務局	(3)公社借入 番号1、関係の土地については字三井1筆、地目は畑、面積は 39,327 m ² 、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 5,492 円となっております。位置図は8頁に記載しております。以上です。
議長	番号 1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	番号 1、決定します。 次に、公社貸付をお願いします。
事務局	(4)公社貸付 番号1、関係の土地については字三井1筆、地目は畑、面積は 39,327 m ² 、利用権の種類は賃貸借、契約期間、支払方法は記載の通り、借賃は10aあたり 5,492 円となっております。

	ます。位置図は8ページになります、別紙の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に係わる調査書の確認をお願いします。
議長	この案件については、小口委員が関係者ですので、退席をお願いします。番号 1、決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	それでは決定します。 日程 7、議案第 6 号、土地の現況地目照明願いについて説明をお願いします。
事務局	議案第 6 号、土地の現況地目照明願いについて 次の申請について審議を求める。 番号 1、関係の土地については字豊倉3筆、公簿、現況地目は記載のとおり、面積は 1,607 m²、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。 現地確認については 7 月 17 日 (金) 小口委員、星委員、波多野委員で行っています。 以上です。
議長	現地調査委員、小口委員どうでしたか。
小口委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	決定します。 日程8、議案第7号農業委員会の法令遵守の申し合わせについてお願いします。
事務局	議案第7号、農業委員会の法令遵守の申し合わせについて 下記のとおり決議する。 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。 私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

	1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公平さを確保すること。 2、農業委員としての高い倫理感を維持し、法令遵守を徹底するための研修を実施すること。 令和8年7月21日、斜里町農業委員会
議長	農業委員会の法令遵守ということで説明ありましたが決議してよろしいですか。
全員	よろしいです。
議長	日程9、議案第8号農地移動適正化幹旋委員の指名について。
事務局	議案第8号、農地移動適正化幹旋委員の指名について 幹旋委員の業務につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく売買、賃貸借等の権利設定、農地転用による現地調査など記載の担当地区において、委員のみなさまに実際にこれからご活動していただくことになります。 これにつきましては、斜里町農地移動適正化幹旋事務取扱規定に基づいており、東部、中部、西部の各3地区において農業委員会及びJAしれとこ斜里の理事をもって構成することとなっており、各地区の委員につきましては会長が指名することとなっております。農協の理事につきましては、一番右側の調整委員に記載されている委員がそれぞれ農協の理事ということになっております。 なお、各地区の委員長及び副委員長につきましては、取扱規定に置いては各地区委員会の互選によるものとしておりますが、それぞれみなさまの出身地区を考慮しながら調整をさせていただきまして案としてこの度お示しをさせていただきましたので、ご協議していただきたいと思います。以上です。
議長	局長から説明ありました、幹旋委員の指名ということでそれぞれ3地区あります。 委員長、副委員長、委員ということで活動していただきたいと思います。 この指名案でよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	異議なしということで、3地区の幹旋委員を決定します。 日程10、議案第9号、非営利型一般社団法人北海道農業会議会員の選任について。
事務局	議案第9号、非営利型一般社団法人北海道農業会議会員の選任について 資料に北海道農業会議の定款の写しを記載しておりますが、北海道内の市町村に置かれる農業委員会の会長又は当該農業委員会が1名に限って指名した委員を会員と

議長	することになっています。これまでは会長が会員の任に就いておりましたので、今期についても同様に菱川会長を北海道農業会議会員に選任することで提案いたします。 事務局からの提案であります。会員として会長職、あて職ですけれども、私になるということの問題ないでしょうか。
全員	よろしくお願いします。
議長	決定します。 ここで休憩とし、日程11、その他、協議・報告事項をお願いします。 (休憩) 本会議に戻し、長時間にわたり第1回農業委員会総会を行いました。全体を通して何か質問等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第1回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和8年7月21日

斜里町農業委員会 会長 菱川 正治

議事録署名委員

中島 徹

議事録署名委員

舟窪 英幸

